

「東武鉄道株式会社外国人向けICカード乗車券取扱規則」 新旧対照表

現行版	改定版
<p style="text-align: center;">「東武鉄道株式会社外国人向けICカード乗車券取扱規則」</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p>第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>2 第1種身体障害者、第2種身体障害者、第1種知的障害者、ならびに第2種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内の旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り、前項による割引の取扱いを行う。</p> <p>3 前各項にかかわらず、各IC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定めるICカード乗車券取扱規則により運賃を減額する。</p> <p>(2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。</p> <p>4 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">「東武鉄道株式会社外国人向けICカード乗車券取扱規則」</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p>第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p>2 第1種身体障害者、第2種身体障害者、第1種知的障害者、ならびに第2種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内の旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り、前項による割引の取扱いを行う。</p> <p>3 前各項にかかわらず、各IC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定めるICカード乗車券取扱規則により運賃を減額する。</p> <p>(2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。</p> <p>4 前各項の取扱いは、第6条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

附則
この規則は、2022年3月12日から実施する。